

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北九州市小倉北区神岳一丁目1番40号

氏名 渡商 有限会社

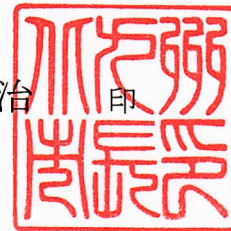
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 取締役 三島 豊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許可の年月日 令和 2年 7月 4日

許可の有効年月日 令和 7年 7月 3日



1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類、ダスト類
以上15種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含む

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市小倉北区神岳一丁目10番64

面積：73平方メートル

廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類
以上7種類

3 許可の条件

積替え保管を行うのは、月曜日から土曜日までとし、作業時間は午前8時から午後6時までとする。
飛散・流出・騒音防止のため屋内において積替え保管の作業を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 7月 4日	新規許可	平成27年 7月 4日	更新許可
平成22年 7月 4日	更新許可	令和 2年 7月 4日	更新許可
平成24年 10月 29日	変更許可		

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。